

## 日本国国土交通省とトルコ共和国首相府災害緊急事態対策庁との間の 防災協働対話の枠組に関する協力意図表明文書(仮訳)

日本国国土交通省とトルコ共和国首相府災害緊急事態対策庁(以下「両機関」という。)は、防災分野における効果的かつ持続的な協力を促進する「防災協働対話」の枠組での協力を実施することを決定した。

### 1. 協力の目的

本意図表明文書の目的は、災害の経験や知識を共有し、防災上の課題に対応して協働することにより、日本国とトルコ共和国双方の災害管理能力を持続的に強化することにある。

### 2. 協力の方法

- (1) 防災協働対話は、幹部職員やリソースパーソンが参加したワークショップ、会議、専門家の交換、共同研修又は現地視察により行う。それらの準備・運営については、受入国側が責任を持つ。
- (2) 防災協働対話をより生産的なものにするため、両機関は、産学官の各界から、ニーズ・課題又は技術・ソリューションに関連する知識や技術に通じた人材を集めるよう努める。
- (3) 防災協働対話を効率的で持続的な取組とし、より実りある成果を得るため、両機関は防災分野におけるニーズ・課題と新たな技術・ソリューションのマッチングに留意し、継続的に連絡を行う。
- (4) 両機関は協力の目的を達成するための道筋を確立するため、本意図表明文書に基づく協力の開始から30日以内に連絡窓口を明示する。

### 3. 協力の内容

両機関の協力の内容は、防災分野における、以下に示すものを含む。ただし、これらに限定されるものではない。

- (1) 住宅、建築物、都市及び道路に係る地震防災対策
- (2) 洪水対策及び地すべり対策を含む水災害対策
- (3) 関係主体の啓発を通じた地域防災力の強化
- (4) 災害リスクの軽減及び減災
- (5) 情報通信技術

本意図表明文書は両機関の協力関係の促進と発展の観点からなされたものであり、法的拘束力を有する文書を構成するものではない。

### 4. 協力の期間

- (1) 本意図表明文書は署名の日から開始する。
- (2) 本意図表明文書は3年の間有効であり、それ以降は、期限の30日前までの間に外交ルートを通じた文書による終了の申し出が無い限り、その期限は3年単位で自動的に延長されるものとする。
- (3) 本意図表明文書の終了は、本意図表明文書に基づき既に進行している計画又は事業には何らの影響も及ぼさない。

トルコ側によってアンカラにおいて2014年1月3日、日本側によって東京において2014年1月6日に、英語により二通に署名された。それぞれが各一通を保有する。

日本国国土交通省を代表して

トルコ共和国首相府

災害緊急事態対策庁を代表して

太田 昭宏

ベシル・アタライ

国土交通大臣

副首相